

少額調達案件の見積依頼（オープンカウンター方式）について（共通事項）

下記のとおり見積りを依頼します。

期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 見積案件名 | 建築物・建築設備定期点検 |
| 2 仕様等 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 見積書提出期限 | 令和8年1月16日（金） 17時00分 |

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 仕様書に関する問い合わせ先及び見積書の提出先

関東管区警察学校庶務部会計課管財営繕係

〒187-8580 東京都小平市喜平町2-5-1

電話番号 042-321-3448（直通）

m a i l kanto.RPS.kaikeika@npa.go.jp

※参加を希望する場合及び問い合わせをする場合は、「〇〇の見積依頼の件」とお伝え下さい。

※直接来庁される場合は、事前に来庁日時を連絡していただいた後、来庁いただくようお願いします。

※見積書は、持参、郵送、メールを問わず、締切日時を必着とし、郵送される場合は必ず封筒の表に「〇〇の見積書在中」と記載して下さい。

3 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書の内、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約相手方とします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

4 見積り合わせの結果について

契約の相手方と決定した事業者には関東管区警察学校庶務部会計課から連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせていただければ決定業者及び金額についてお伝えします。

5 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、契約書又は請書を作成していただきます。
(契約金額によっては作成を省略する場合があります。)

6 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記3において、同価の見積りが2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。
- (5) 少額調達案件には、役務も含まれます。

【見積書必須事項】

* 様式は問いません。

見 積 書

作成日の記載

宛名は、下記のとおり
(課名等の記載は不要。)

関東管区警察学校 御中

令和 * * 年 * * 月 * * 日

代表者、役職・氏名の記載。
社印・代表社印の押印。
* ただし、社印・代表社印は省略するこ
とができる。

○○○○株式会社

社印

代表取締役 ○○○○

代表者
印

東京都小平市○○町 1 - 2 - 3

TEL 123-1234-1234

社印、代表者印を省略する場合は、担
当者の氏名・連絡先を記載すること。

担当 ○ ○ ○ ○

TEL 123-1234-1234

品名	規格	数量	単価	金額
□□□□	＊＊＊	1 個		
△△△費		1 式		
仕様書に記載される内容に、諸経費等必要な費用を計上して記載すること。				
見積書の枚数が複数ある場合は、前後の書面に割り印を押印。				
小計				
消費税				
円未満切り捨て				
合計				

* 消費税は、円未満 切り捨て でお願いします。

仕様書

1 作業件名

建築物・建築設備定期点検 1式

2 作業場所

東京都小平市喜平町2丁目5番1号
関東管区警察学校

3 作業概要

建築基準法第12条に基づき、建築物・建築設備の定期点検を行う。

4 一般事項

- (1) 作業は、本仕様書及び図面等(以下「仕様書等」という。)により発注者の指示、監督を受けて実施するほか、関係法令、基準等に定めがあるものについては、これに基づいて実施すること。
- (2) 本作業については、他の業者に再委託させてはならない。ただし、やむを得ず再委託されるときは、その再委託先の商号又は名称、契約内容、秘密保全の手段等必要な事項を記した書面を添え、発注者の許可を受けるものとする。
- (3) 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、業務方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 受注者は、作業委託を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の満了後及び解除後においても同様とする。
- (6) 受注者は、作業の実施に先立って責任者を現場に派遣し、発注者の指示に従って連絡その他作業の実施に関する一切の事項を処理させなければならない。
- (7) 受注者は、受注後速やかに発注者の指定する書類を提出し、発注者と協議の上、安全に作業を行うこと。
- (8) 作業は、警察施設や他の施設等に支障を与えないように実施し、そのおそれがあるときはあらかじめ発注者の指示を受けること。
- (9) 受注者は、作業の実施に先立ち、各作業場所ごとの作業実施方法について発注者の承認を得ること。
- (10) 受注者は、当日の作業予定を作業実施前に、進捗状況を作業終了後に発注者に報告すること。
- (11) 作業は、仕様書等に明記されていない事項についても、その性質上、本作業の目的を達成する上で欠かせないものについては、受注者の負担において実施すること。
- (12) 作業実施中、発注者及び第三者に及ぼした傷害、既設品の損傷等は全て受注者において補償すること。
- (13) 作業時間は、原則として官庁執務時間に準じること。なお、当該執務時間以外に作業を実施する場合は、事前に発注者の承認を受けること。
- (14) 作業の着手、実施及び完了に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行うこと。
届出手續等を行うに当たり届出内容について、あらかじめ発注者に報告すること。
- (15) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等は受注

者の負担とする。

- (16) 仕様書等の解釈について疑義を生じたときは、すみやかに発注者に連絡して指示を受けること。
- (17) 作業に要する機材等は、全て受注者において準備すること。
- (18) 容易に明視できない部分を作業する場合は、発注者立会いのもと実施すること。
- (19) 作業中は、発注者の指示により、学校運営等に支障が無いよう実施すること。
- (20) 作業中に発生した廃材は、全て受注者側で処分とすること。
- (21) 作業完了後、貸与した図面等については、返納すること。
- (22) ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱について、関係法令の定めるところに従い、処置すること。
- (23) 受注者は、作業実施に当たり適切な安全対策を施し、事故の無いように安全管理に万全の注意を払うこと。また、校内及び周辺道路の通行者及び車両等に十分注意し、通行人の安全確保等措置をした上で作業を行うこと。
- (24) 本作業実施にあたり、道路並びに道路付属物及び占用物件等に損傷を与えないよう注意すること。
- (25) 本作業における労働災害に適用する保険については、受注者が負担する保険とする。
- (26) 天災発生等緊急事態が発生した場合には、発注者の指示に従い、適切な対応をすること。また、事故発生時及び作業場所近隣の住民等から苦情・意見等があった場合は速やかに発注者へ報告するとともに、受注者として誠実な対応をすること。
- (27) 本作業に及ぼす事故等が発生した場合には、応急措置及び二次災害防止措置を講じるとともに発生の原因及び経過、事故による損害等の内容について直ちに発注者に報告すること。

特記仕様書

- 1 履行期限
令和8年3月31日
- 2 点検期間
契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- 3 点検対象
 - (1) 建築基準法（以下「法」という。）第12条第2項の規定により、以下の建築物の点検を行うこと。
 - ア 学生寮（第4寮）、学生寮（第5寮）
 - イ 以下の建築物には、外壁全面打診調査も含むこと。
学生寮（旧第4寮）、学生寮（旧第5寮）、生徒集会所、第2食堂棟、第3倉庫、厚生棟、車庫、A棟、B棟、C棟、D棟、E棟、F棟
 - (2) 法第12条第4項の規定により、以下の建築設備（昇降機を除く）の点検を行うこと。
本館・教場棟、講堂、教場棟、洗心寮（第1寮）、洗心寮（第2寮）、学生寮（第3寮）、学生寮（第6寮）、炊食浴棟、管理棟I、管理棟II、道場体育館、基本射場、学生寮（第4寮）、学生寮（第5寮）、学生寮（旧第4寮）、学生寮（旧第5寮）、生徒集会所、第2食堂棟、第3倉庫、厚生棟、車庫、A棟、B棟、C棟、D棟、E棟、F棟
 - (3) 構造、階数、延べ面積、竣工年月は別紙を参考とすること。
- 4 点検内容
点検は、本仕様書により行うこと。本仕様書に明記されていない事項については、建築物は、（一財）日本建築防災協会発行「特定建築物定期調査業務基準」（最新版）、建築設備は、（一財）日本建築設備・昇降機センター発行「建築設備定期検査業務基準書」（最新版）によること。
- 5 成果物の提出
履行期限までに、（一財）建築保全センター発行「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」（最新版）に基づき、以下の書類を発注者宛に1部提出すること。
又、緊急性の有無を明確にし、問題等の改善について技術的な助言、その対策案をまとめた報告書、不具合箇所の写真（任意の書式）及び不具合箇所を改修するために必要な品名・規格・数量等を記載した見積書を発注者宛に1部提出すること。
成果物として提出する以外は、撮影した写真（画像データを含む）を加工し、電子データとして外部へ配信する等、受託目的以外に使用してはならない。
 - (1) 建築物
 - ア 定期点検記録
 - イ 点検記録表
 - ウ 点検結果図
 - エ 関係写真
 - (2) 建築設備

ア 定期点検記録

イ 点検記録表

(ア) 換気設備

(イ) 排煙設備

(ウ) 非常用の照明装置

(エ) 給水設備及び排水設備

ウ 測定表等

(ア) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表

(イ) 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表

エ 点検結果図

オ 関係写真

別紙

建物名	構造	階数	延べ面積(㎡)	外壁面積(㎡)	竣工年月
本館・教場棟	RC-3	3	5,450.25	3,412.50	H27.6
講堂	RC-1	1	1,639.90	3,372.35	S38.10
教場棟	SRC-5	5	7,667.04	3,666.24	H23.11
洗心寮(第1寮)	SCR-7	7	8,749.37	6,185.97	H10.2
洗心寮(第2寮)	SCR-7	7	8,737.30	6,247.07	H13.10
学生寮(第3寮)	RC-3	3	2,457.78	1,798.23	S51.10
学生寮(第6寮)	RC-4	4	3,478.28	2,206.77	S52.6
炊食浴棟	RC-2	2	4,112.24	2,690.15	H16.8
管理棟I	RC-2	2	474.84	909.50	H16.8
管理棟II	RC-1	1	349.32	558.72	H23.11
道場体育館	SRC-2	2	3,740.63	3,082.03	H19.3
基本射場	RC-1	1	1,907.53	1,274.58	H5.3
学生寮(第4寮)	S-3	3	2,438.91	1,585.53	R2.3
学生寮(第5寮)	S-3	3	3,195.15	1,931.55	R2.3
学生寮(旧第4寮)	RC-3	3	2,358.24	2,199.52	S38.10
学生寮(旧第5寮)	RC-3	3	2,358.24	2,199.52	S38.10
生徒集会所	S-1	1	225.02	222.00	S38.10
第2食堂棟	S-1	1	337.90	395.79	S52.3
第3倉庫	S-1	1	307.80	345.60	S53.12
厚生棟	LS-2	2	540.68	518.15	H12.1
車庫	S-1	1	242.74	162.06	H22.6
A棟	RC-3	3	700.72	687.92	S38.10
B棟	RC-3	3	553.78	550.52	S38.10
C棟	RC-3	3	443.43	531.19	S39.3
D棟	RC-3	3	1,107.40	992.07	S38.10
E棟	RC-3	3	1,033.75	999.36	S38.10
F棟	RC-3	3	1,052.16	988.90	S39.3

※2 各建物とも機械排煙設備はない。

※1 外壁全面打診調査を含む